

上川町コミュニティバス運行業務委託仕様書

1. 業務名

上川町コミュニティバス運行業務委託

2. 目的業務

上川町コミュニティバスの運行及び車両の管理業務等を委託する。

3. 一般事項

- (1) 業務にあたって受託者は、委託者と十分打合せの上実行すること。
- (2) 業務遂行にあたっては、道路運送法、道路交通法、道路法及びその他関係法令（労働基準法等労務管理を含む）を遵守すること。
- (3) 業務上知り得た秘密は、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務実施上、仕様書に明示なくとも業務遂行上当然必要と認められる事項については、受託者の責において処理するものとする。
- (5) 業務遂行上において疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議し、その指示に従い対処するものとする。

4. 運行内容

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送で、同法第 79 条の登録を受けた路線の有償運送を行う。
- (2) 業務期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日とする。
- (3) 運行経路は、別紙 1 のとおりとする。
- (4) 運行時刻は、別紙 2 のとおりとする。
※運行休止日：土、日、祝日
- (5) 町が提供する自家用自動車（運行車両）での運行及び管理を行う。
旭川 200 さ 1154 トヨタハイエース 14 人乗り 普通乗用車（2.7ℓガソリン車）
- (6) 運行経路上で乗車の意思を見せた者を乗車させること。

5. 業務委託額の積算内容（別表 1 参照）

- (1) 運行路線及び運行時刻に掲載している区間を、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間運行する金額で積算する。但し、土、日、祝日は運行しない。
- (2) 入札金額は、運賃収入を含まない額とし、基礎運行経費を日割りで算出できる単価で積算する。

6. 業務内容

(1) 運行管理者

受託者は、運転手とは別に、運行管理の責任者を選任し、次に掲げる業務を行うこと。

- ・道路運送法施行規則 51 条の 16 第 1 項に規定する要件を備えないものに運転させないこと。
- ・運転者に対して、道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 2 項の適性診断を受けさせ

ること。

- ・運行開始前に、運転者に対して対面により次の確認を行い、指示を与え、記録し及びその記録を保存すること。

疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつその記録を1年間保存すること。

- ・運転者に対し、次の乗務記録等を作成させ、その記録を保存すること。

運転者の氏名、乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示。乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離。道路交通法第67条第2項に規定する交通事故もしくは、自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因。

- ・次のことを記載した運転者台帳を作成すること。

運転者の氏名、生年月日及び住所、運転免許証の写し、運転者の健康状態

- ・次に掲げる事故の記録の作成、及びその記録の保存。

運転者の氏名、自家用有料旅客運送自動車の自動車と登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示、事故の発生日時、事故の発生場所、事故の当事者の氏名、事故の概要（損害の程度を含む）、事故の原因、再発防止策

(2) 運行車両

車両は1台（14人乗り）で、乗車定員に達した場合の予備車両は受託者が用意する。

(3) 車両の運転及び労務管理

①運転者及び代務運転者の手配

②運転者の要件

大型第二種免許を有している者、若しくは大型第一種免許で市町村運営有償運送等運転者講習を修了している者

③車両の運転日報の作成及び報告

④運転者に定期的な健康診断及び適性診断を受診させること

(4) 運行車両の管理

①受託者は車両運行日には日常点検及び整備並びに清掃を行う。

②冬期間は、暖機運転に心がけ、車両に無理のない運転を行う。

③車両の運行及び維持にかかる燃料及び消耗品等の購入については、町の負担とする。

④交通事故等による車両及び乗客その他の第三者に対する損害賠償に伴う保険適用は、町の責による自動車賠償保険及び任意保険とする。ただし、運転手の故意及び重過失、法令違反等があった場合については、この限りでない。

7. 委託料の支払

委託料は、委託者の定める手続きに従い委託料の支払いを請求するものとし、支払いは1ヶ月に一度とする。

8. その他

運行形態は、落札した運行事業者と協議するものとする。また、ダイヤ変更等がある場合は、受託者は委託者と協議し、その指示に従い対処するものとする。